

その他の商業－その他における人力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
5	10～11	料理を並べるきめ箱を6F厨房に運ぶために5F倉庫にて準備をしていた。きめ箱を運ぶためにキャスターにきめ箱を載せようとしてキャスターを跨いだが、跨ぎきれず、キャスターに足が乗ってしまっただ。その時にキャスターが動いてしまい、バランスを崩し、右腕を下に転倒した。	58～49	30
7	15～16	給食調理室内にて、調理盛付作業中、台車に足をつまづき転倒。自力で休憩室まで移動したが状況が好転しなかった。入院した。	72～499	300
7	14～15	商品部の加工課で刺繍後の製品を移動中によろけて移動ハンガーに倒れ掛かり、移動ハンガーの根元で腕を打ちつけた。	49～499	300
7	14～15	下り坂を自転車にて走行中に帽子を飛ばし、咄嗟に振り向いたところ自転車のバランスを崩して転倒した。	57～49	30
7	16～17	花の配達に訪れた際、バケツのまま一輪車で運んでいたとき、舗装のないでこぼこの箇所バランスを崩し、横に倒れそうになったときに、防ごうとして思いきり体を捻り、左脇腹を負傷した。	28～29	10
9	9～10	営業所メンテ棟洗浄室横において、テナー（カゴ台車108×80×170cm）の棚板を取り外そうとして力を入れて引っ張った際に、体重がかかりすぎ後方に転倒し、左肘と腰をコンクリートの床に強打し負傷したものである。	64～29	10
	16～	倉庫内をリーチフォークリフトでバック走行から停車して降車する際に、コンク		30

11	17	リート床についた左足が引っ掛かり、体をよじる様に転倒した。転倒の際に床に打ち付けた左膝を骨折と手をついた際に、右肩を脱臼及び骨折した。	30	～ 49
11	13～ 14	チラシ投函業務において、自転車で移動中、車輪が線路の溝に引っ掛かり誤って転倒した。左手首骨折と診断された。	69	500 ～ 999
12	20～21	夕刊の新聞配達員として自転車で配達をしているが、当日は降雪により道路状況が悪いことと、風もあり自転車に乗ったり引いたりをしたため、配達作業も時間が大幅に遅れていた。配達区域内の店舗前で自転車に乗っていたところ、強風にあおられて自転車に乗ったまま転んで負傷した。	78	50 ～ 99
12	18～19	1階倉庫に5寸骨壺を取りに行き、3階の式場に戻ろうとしたところ、足元右横に黒い布で覆われていた車椅子のレバーと思われる突起物に躓いた。その際、両手は骨壺でふさがっており、コンクリートの地面に膝から正面に転んだ。	60	10 ～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)